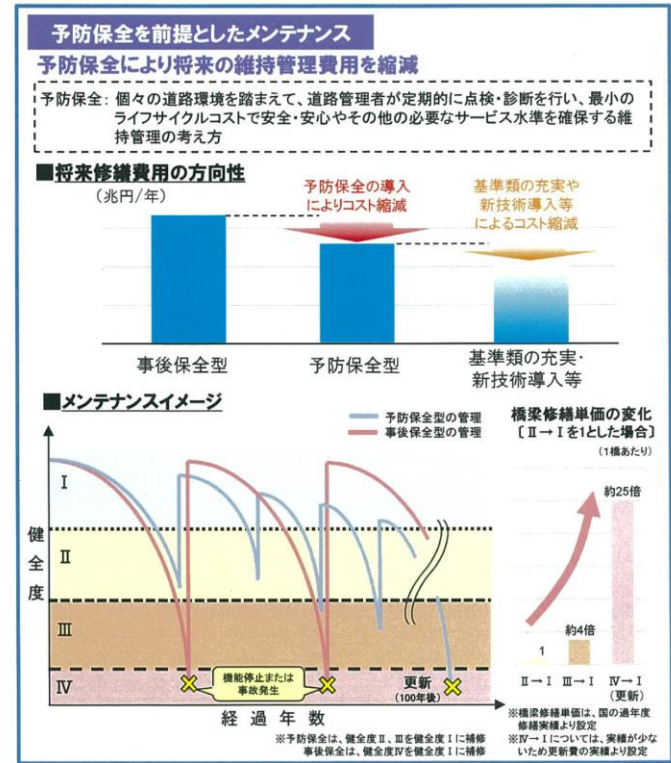


|            |   |  |      |           |              |
|------------|---|--|------|-----------|--------------|
| 事業名        | 道路構造物補修事業   |  | 路線名等 | 奈良土木事務所管内 |              |
| 箇所名        | 奈良土木事務所管内   |  |      |           |              |
| 事業の概要      | 目的  | 奈良県内の多くの橋りょう等の道路施設は、高度経済成長期に建設されており、今後、建設後50年を経過することで劣化・損傷の危険性が高まっている。奈良県内の安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減するため、計画的かつ効率的に、道路構造物の補修を実施する必要がある。  |      |           |              |
|            | 事業内容  | 橋りょう補修工事 N= 1施設<br>トンネル補修工事 N= 0施設<br>大型構造物補修工事 N= 8施設<br>合計 N= 9施設  |      |           |              |
|            | 着手年度  | 平成30年度   | 完成年度 | 平成33年度    | 全体事業費 113百万円 |
| 定性的評価      | 事業の必要性  | ・平成26年度に道路法施行規則の改正により、5年に1回の定期点検が義務化された。<br>・この定期点検において、特に、Ⅲ判定と診断された道路構造物については、「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」であり、5年後の次期点検までに補修を行う必要がある。<br>・今回の138施設は、次期点検までに補修を終了するために、H30年度新規着手すべきものである。 |      |           |              |
|            | 上位計画等   | 長寿命化修繕計画   |      |           |              |
|            | 事業の有効性<br>(事業により予想される効果及び影響)  | 計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を行うことにより、安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減できる。<br>【便益に計上されていない効果】<br>①安全で信頼性の高い道路サービスの提供<br>②緊急輸送道路の安全性、信頼性の確保<br>③①、②による地域住民の生活・経済活動の安全・安心の確保                                  |      |           |              |
|            | コスト縮減への取組み  | 橋梁点検の結果等を踏まえ、『事後保全』型維持管理から、計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理へ転換を図る。   |      |           |              |
| 地元情勢等      | 市町村管理施設においても計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を実施するため、県が市町村に対して『垂直補完』により、技術的支援等を行う。 |  |      |           |              |
| 他計画他事業との関連 | 奈良県道路整備基本計画   |  |      |           |              |
| 評価結果       | 左の理由  |  |      |           |              |



省令・告示の施行、点検要領の通知(道路管理者の義務の明確化)



道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)(抄)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)  
 点検は、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

【診断】 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年3月31日公布、7月1日施行)

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

| 区分         | 状態  |
|------------|---|
| I 健全       | 構造物の機能に支障が生じていない状態                          |
| II 予防保全段階  | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  |
| III 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態            |
| IV 緊急措置段階  | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |